

令和3年9月1日

保 護 者 様

大阪市立天満中学校  
校長 浅田 和義

## 一般認定者にかかる就学援助費の支給 及び学校徴収金等の取扱いについて(通知)

平素は学校教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、就学援助(一般)の認定通知がご家庭に届いていると存じますが、これに伴う本年度の就学援助費の支給日程等につきましては、下記のとおり取り扱いますのでご連絡いたします。

記

### 1 就学援助費の支払日と支給額について(予定)

- (1) 就学援助費の支払日と支給額については、裏面のとおり予定しています。
- (2) 就学援助費は、支払日に申し出のあった口座（学校徴収金振替口座等）へ支給します。  
ただし、教育委員会事務局への請求時点で学校徴収金に滞納があれば、支給額から差し引きます。
- (3) 学用品費については、生徒費に全額充当するため、保護者への支給はありません。
- (4) 今後、支給のお知らせは原則として行いませんので、この通知を大切に保管しておいてください。

### 2 学校徴収金等の取扱いについて

- (1) 生徒費は、就学援助費から全額充当されますので徴収いたしません。  
ただし、生活保護を受けておられる方は除きます。
- (2) 積立金・P T A会費は、当初の予定通り納入をお願いします。
- (3) 学校徴収金等の今後の徴収予定は、配付済の「就学援助申請に伴う学校徴収金の徴収猶予について」をご確認ください。
- (4) 就学援助費は実費相当額の支給となるため、生徒費・積立金の行事等不参加や会計終了による剩余额の返金及び他会計繰出金・次年度繰越金の支給ができません。生徒費に次年度繰越金が生じた場合は、翌年度に繰越金相当額を徴収いたしますのでご了承ください。

### 3 問い合わせ先

大阪市立天満中学校（電話：06-6313-3717）担当：小畠

○ 就学援助費の支払日と支給額（予定）

【1】令和3年5月 13日(木)までに申請された方

(単位：円)

支払日	区分	1年生	2年生	3年生
10月5日(火)	入学準備金	60,000		
1月7日(金)	一泊移住費	実費額	実費額	
	修学旅行費			実費額

【2】令和3年5月 14日(金)～令和3年6月 15日(火)に申請された方

(単位：円)

支払日	区分	1年生	2年生	3年生
10月5日(火)	入学準備金	60,000		
	生徒費	10,000	9,800	10,000
1月7日(金)	一泊移住費	実費額	実費額	
	修学旅行費			実費額

【3】令和3年6月 16日(水)～令和3年6月 30日(水)に申請された方

(単位：円)

支払日	区分	1年生	2年生	3年生
10月5日(火)	入学準備金	60,000		
	生徒費	13,300	9,800	16,000
1月7日(金)	一泊移住費	実費額	実費額	
	修学旅行費			実費額

※ 生徒費のお支払いを猶予している場合は、猶予した分を差し引いて支給します。

※ 生活保護を受けておられる方は、上表のうち「修学旅行費」のみが対象です。

※ 「修学旅行費」および「一泊移住費」の実費額は、行事終了後に配付する会計報告書でご確認ください。(ただし行事が中止となった場合、支給はありません。また、延期となった場合、行事実施後の支給となるため、支払日が変更となりますのでご了承ください。)